

水道料金及び下水道使用料の改定について

1. 改定の理由

市民が安全で快適な生活を送るためには、安定した水道水の供給や生活排水処理施設の適切な維持管理が不可欠です。しかし、潟上市の水道料金、下水道使用料は、人口の減少、給排水量の低下により、年々減少傾向にあります。公営企業は独立採算が原則であり、経費削減してもなお、財源不足を改善できない場合は改定が必要となります。各事業の現状と改正の考え方は次のとおりです。

(1) 水道事業

水道事業はこれまで概ね黒字で推移してきましたが、耐用年数を経過した水道施設等が増加しているため、今後、耐震化も備えた施設の更新工事が必要となります。

更新工事の計画は、新水道ビジョンに基づいています。全ての水道施設等を更新した場合の市民生活への影響を考慮し、更新の必要性が高い基幹的施設等のみを対象とします。この場合、令和6年～令和10年までの更新費用は5年間で約25億円です。この施設更新費用の財源を確保するため、23%の料金改定が必要となります。

(2) 下水道事業

下水道事業は企業債の償還額が大きいため、資金不足が生じ、基準外の一般会計繰入金により補てんしている状況です。

資金不足を解消するためには約8.4%程度を増収する使用料改定が必要ですが、将来資金不足は解消する見込みであること、施設の更新時期が到来していないため費用の算定をしていないことから、増収のための使用料改定は見送ります。

ただし、少量使用者への配慮、使用者間の公平性を確保するため、料金表の一部を改定します。

2. 改定の概要

水道料金、下水道使用料ともに、基本水量、体系を変更し、利用者に公平な料金体系（制度）となるように調整しました。また、水道料金は改定による激変緩和をした料金表（単価）です。

(1) 改定の時期（予定）

令和6年6月の改定を予定しています。

令和6年8月請求分から改定後の請求額となります。（隔月検針）

(2) 算定の期間

令和6年度～令和10年度までの5年間です。（令和11年度に見直し）

3. 改定の内容

(1) 水道事業

①料金表の比較

【改定前】

用途	基本料金		超過料金 1㎡につき	メーター使用料	
	基本水量	基本料金		口径(mm)	使用料
家庭用	5㎡	792円	198円	13	99円
営業用	5㎡	1,254円	308円	20	121円
団体用	10㎡	2,090円	242円	25	143円
浴場営業用	100㎡	14,300円	176円	30	209円
工業用	50㎡	14,300円	286円	40	231円
臨時用	1㎡	440円	440円	50	759円
				75	847円
				100	1,188円

特徴

- ・用途別



【改定後】

口径(mm)	基本料金	超過料金 (1㎡につき)			
	~1㎡	2~5㎡	6~10㎡	11~150㎡	151㎡~
13	847円	99円	220円	242円	
20	869円				
25	1,100円				
30	2,090円	121円	264円	286円	242円
40	4,565円				
50	6,490円				
75	8,195円				
100	9,460円				
浴場用	口径による	176円			
工事用	440円	440円			

②変更点

◆用途別から口径別に料金体系を変更

- ・水道の使用形態が複雑となり、用途別に判断することが難しくなっている。
- ・水道メーターの大きさに応じて使用者の利便性が異なるため、口径の大きさにより料金を設定することで、客観的な公平性が確保される。

◆基本料金にメーター使用料を含む

◆基本水量を1㎡に変更

- ・現行の基本水量に満たない少量使用者が一定数おり、今後も増加が見込まれることから、使用水量に応じた料金となるように基本水量を1㎡とする。

(2) 下水道使用料

①使用料金表の比較

【改定前】

種別		使用料	基本 使用料	従量使用料 (1m ³ につき)			
一般汚水	汚水量	~10m ³	11~30m ³	31~50m ³	51~100 m ³	101m ³ ~	
	金額	1,320円	176円	198円	209円	242円	
公衆浴場・ プール汚水	汚水量	~10m ³	11m ³ ~				
	金額	1,320円	99円				

※（補足）水道と井戸水を両方使用している場合の認定方法
水道メーターの水量+世帯人数1人当たり6m³の水量



【改定後】

種別		使用料	基本 使用料	従量使用料 (1m ³ につき)				
一般汚水	汚水量	~1m ³	2~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100 m ³	101m ³ ~
	金額	935円	55円	176円	187円	198円	220円	242円
公衆浴場・ プール汚水	汚水量	~1m ³	2~10m ³	11m ³ ~				
	金額	935円	55円	99円				

※（補足）水道と井戸水を両方使用している場合の認定方法
「水道メーターの水量+世帯人数1人当たり1m³の水量」と「世帯人数1人当たり6m³の水量」
を比較し、どちらが多い方

②変更点

◆基本水量を10m³から1m³に変更

・現行の基本水量に満たない少量使用者が一定数おり、今後も増加が見込まれることから、使用水量に応じた使用料となるように基本水量を1m³とする。

◆従量使用料の区分を細分化

・従量使用料の上げ幅を緩和するため、区分を4段階から6段階に変更する。

◆水道と地下水を併用する場合の水量認定の見直し

・水道、地下水それぞれの使用状況によって、認定水量に大きく差が生じる場合があるため、認定方法を見直し公平性を確保する。

4. 上下水道事業経営審議会への諮問と答申

改定にあたり、潟上市上下水道事業経営審議会を令和5年4月に設置し、5回に渡る審議を重ね、令和5年9月27日に答申書を受けました。

※改定案は答申を尊重し、上下水道課で作成しています。

水道ビジョン QR コード



水道事業経営審議会 QR コード

